

南小国町伐採及び伐採後の造林の届出書に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第10条の8第1項の規定による届出について、法、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)によるほか、必要な事項を定めるものとする。

(届出書に添付する書類)

第2条 森林所有者等が、立木を伐採するにあたり、法第10条の8第1項に基づき町長に提出する伐採及び伐採後の造林の届出書(以下「届出書」という。)には次の各号に定める書類(以下「添付書類」という。)を添付しなければならない。ただし、添付書類のうち官公庁が発行する書類については、届出書提出日前3ヶ月以内に発行されたものに限る。

- (1) 森林の所有者であることが確認できる書類
- (2) 森林の所有者又は、森林の管理者の住所が確認できる書類
- (3) 伐採の区域が確認できる書類
- (4) 隣接する森林の所有者との境界の確認を行ったことを証する書類
- (5) 伐採等の権原を有する者であることが確認できる書類
- (6) 確約書(様式第1号)
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 前項の添付書類について、町長が認める場合にはその一部を省略することができる。

(届出書の補正や再提出)

第3条 町長は、届出書の記載内容や添付書類に不備がある場合は、補正の指示や再提出を求めることができる。

2 町長は、伐採を開始する日までの期間が届出書を再提出した日から起算して30日未満の場合は、伐採の期間を修正させるものとする。

(届出書の審査)

第4条 町長は、提出された届出書の記載内容が南小国町森林整備計画(以下「森林整備計画」という。)に適合するか審査するものとする。

2 町長は、前項の審査により森林整備計画に適合していると認める場合は、伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書(様式第2号)を、伐採後の土地を森林以外の用に供す

る場合には、伐採及び伐採後の造林の計画の確認通知書（様式第3号）を届出者全員に通知するものとする。

附則

この告示は、令和2年7月1日から施行する。